

第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に

基づく弘前市地域密着型サービス事業者公募要項

《令和3年度募集分》

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

令和3年7月

弘前市福祉部介護福祉課

1 公募の趣旨

市では、要介護者の在宅生活の継続や介護者の離職を防ぐための地域密着型サービスを整備してきましたが、「第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（令和3～5年度）では、これまでの方針に沿った「看護小規模多機能型居宅介護」の整備に加え、介護老人福祉施設の入所待機者の解消を図ることを目的として、特別養護老人ホームとしては21年ぶりに、「地域密着型介護老人福祉施設」としては初の整備を行うこととしました。

そこで、市では、公平かつ適正に指定予定事業者を選定するために本公募を行うものであります。

2 公募する地域密着型サービス

令和3年度に公募する地域密着型サービスの種類、整備数及び圏域は、以下のとおりです。

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・整備数：2施設（1施設入所定員29名以内）
 - ・公募圏域：市内全域
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・整備数：1事業所（登録定員29名以内）
 - ・公募圏域：第三、東部、西部、南部

3 施設整備に関する補助金について

青森県の補助金活用を予定していますが、現時点で詳細が確定していないため、選定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

《参考：令和元年度の補助金》

補助金の対象は、青森県が定める「地域密着型サービス等提供施設整備費補助金」及び「施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金」の施設・事業所となります。

① 施設整備

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：交付基準単価4,480千円×整備床数

イ 看護小規模多機能型居宅介護：交付基準単価33,600千円×施設数

② 開設準備経費

- ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：交付基準単価 839 千円×定員数
- イ 看護小規模多機能型居宅介護：交付基準単価 839 千円×宿泊定員数

4 公募スケジュール

(1) 公募の告知

令和3年7月1日（木）より、広報ひろさき及び市ホームページにて告知

(2) 公募要項の配布

ア 配布期間：令和3年7月1日（木）～令和3年10月15日（金）

イ 配布方法：市介護福祉課の窓口で配布するほか、市ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。

(3) 応募に関する質問

ア 受付期間：令和3年7月1日（木）～令和3年10月22日（金）

（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）

※ 受付期間終了後の質問にはお答えできませんのでご注意ください。

イ 質問方法：市介護福祉課まで、質問票（様式19）をFAX又は電子メールで提出してください。

ウ 回答方法：FAX又は電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載します。

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間：令和3年7月15日（木）～令和3年11月15日（月）

（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時、厳守のこと）

イ 受付方法：市介護福祉課に持参してください。

※ 郵送による書類の提出は受け付けません。

ウ 提出物：① 応募書類一式を正本1部及び副本7部（副本はコピー可）

② 応募書類一式のExcelデータ [.xls形式又は .xlsx形式]

※ データの提出はCD-R又は電子メールとし、CD-Rは返却いたしません。

※ 応募書類様式は市ホームページからダウンロードしてください。

(5) 応募書類

応募者は、次のとおり応募書類を提出してください。

また、提出書類は理由の如何を問わず返却しませんので、予めご了承ください。

・ 提出書類の体裁

ア 書類を様式1「応募申請に係る提出書類一覧」の順に並べること。

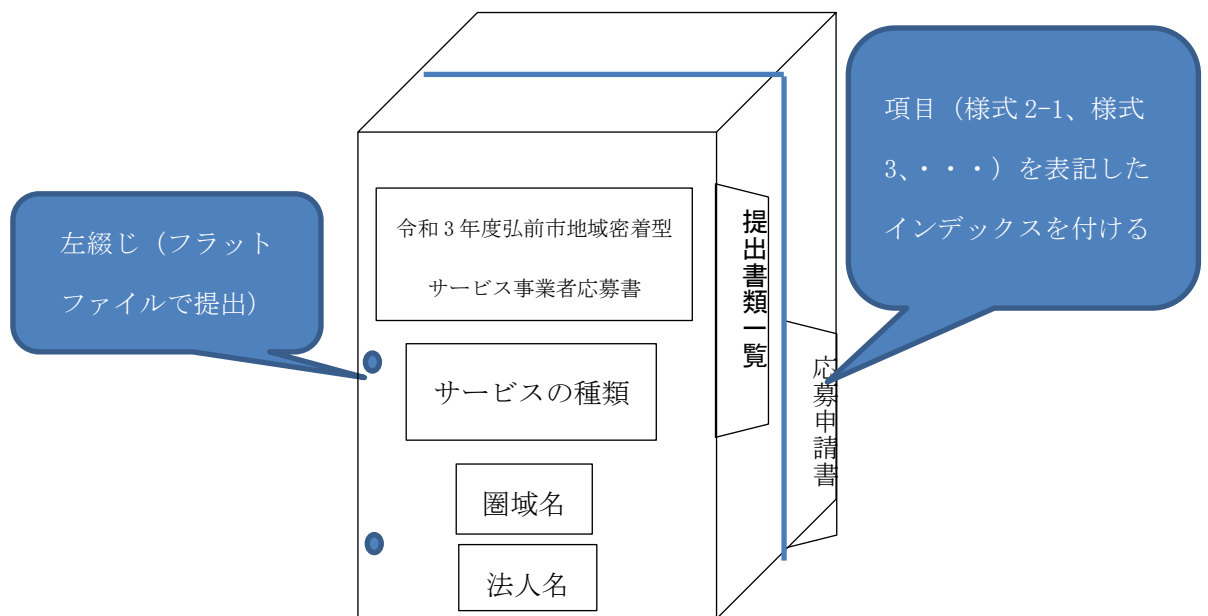
イ 提出書類ごとに項目を表記したインデックスを付けること。

ウ A4サイズを基本とする。ただし、平面図等でA3サイズとなる場合はA4サイズにあわせて折りたたむこと。

エ A4フラットファイルに綴り提出すること。

オ 上記ア～エの体裁により作成した正本1部及び副本7部を提出すること。

(副本はコピーも可)



(6) 選考日程等

ア 一次審査（書類審査、二次審査対象者選考）：令和3年12月（予定）

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）：令和4年1月中旬（予定）

ウ 選定結果通知：令和4年1月下旬（予定）

5 応募要件

- (1) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」への応募者は、応募時点で社会福祉法人であること。
「看護小規模多機能型居宅介護」への応募者は、応募時点で法人格を有しているまたは、病床を有する診療所を開設している者であること。
- (2) 整備及び事業運営を直接行う事業者であること。
- (3) 社会福祉法人においては、応募申請について理事会で承認されていること。
- (4) 応募にあたっては、事業実施に関し、介護保険法、建築基準法、消防法、農地法、都市計画法その他関係法令や各種基準等を遵守し、法令等による規制がある場合は関係機関と十分に協議を行うこと。なお、協議を行う際に必要なものについては、関係機関へ問い合わせして準備すること。(図面・公図・事業計画・利用者計画は必須。)
- (5) 農業振興地域においては、整備年度内に開発行為を行うことができない場合があるので事前に担当部局に確認すること。
- (6) 市街化調整区域に施設の新設等を計画する場合は、担当部局との開発協議を事前に行うこと。
- (7) 土地、建物については、事業を実施する事業者の所有であることとする(取得が確実であると見込まれる場合も可とする)。ただし、土地については、事業開始後少なくとも30年間以上の賃貸借契約が締結され、地上権又は賃借権を設定し登記する場合に限り可とする。(申請書類様式17、様式18の誓約内容に該当する場合に提出すること。)なお、自己所有及び賃貸に関わらず、登記簿等において事業に供する目的以外に建物存続の支障となりえるような権利義務関係がないこと。
- (8) 整備予定地が、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域でないこと。
- (9) 令和4年度中に整備が完了し、令和5年度からサービスの提供が見込めること。
- (10) 介護保険法第78条の2第4項及び介護保険法第115条の12第2項(指定に係る欠格事項)の規定に抵触しないこと。
- (11) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により市から指名停止措置を受けていないこと。
- (13) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがな

いこと。

- (14) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること。
- (15) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にいない団体であること。

6 審査・選定方法

(1) 審査及び選考基準

ア 一次審査及び二次審査により選考します。

一次審査：応募書類の内容に基づき採点し二次審査対象者を選考。

配点は 100 点。

二次審査：事業者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む）審査を行い選考。

配点は 50 点。

イ 一次審査の採点は事務局（市介護福祉課）が行い、「弘前市地域密着型サービス審査委員会」が二次審査対象者を選考します。二次審査は「弘前市地域密着型サービス審査委員会」が行います。

ウ 一次審査の選考基準は、別添「令和 3 年度弘前市地域密着型サービス事業者選考基準」のとおりです。

エ 一次審査の評価点が 50 点以上の応募者を二次審査対象者とし、結果は全応募者に文書で通知します。また、二次審査対象者については、二次審査の実施日時や審査方法等についても併せて通知します。

オ 二次審査は、審査委員の配点を 1 人 50 点とし、審査委員全員の平均点を評価点とします。

カ 一次審査の評価点と二次審査の評価点を合算した点数で順位付けを行い、順位の高い二次審査対象者を選考します。

(2) 事業者の選定及び通知

ア 指定予定事業者の選定は、「弘前市地域密着型サービス審査委員会」の審査・選考結果を踏まえ、市長が行います。

イ 二次審査対象者全員に対し選定結果を文書で通知するとともに、市ホームページにて選定結果を公表します。

(3) その他

ア 公募の結果、応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合は、追加公募を行う場合があります。

イ 二次審査の選考後（市長が選定する前までの間）に辞退があった場合は、次点の事業者を新たに選考し選定することがあります。

7 事業者指定について

(1) 施設整備費補助金及び施設開設準備経費補助金の交付申請及び交付決定は、令和4年度を予定しています。

(2) 介護保険法に基づく指定申請は令和4年度末までに行うこととします。具体的な指定手続きについては、選定された指定事業者に対し別途お知らせします。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は令和5年度以降とします。

(3) 選定後の権利譲渡は認めません。

(4) 指定申請時において、公募時と条件が異なり審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさなくなった場合、又は、虚偽の申請がなされた場合には指定しません。

(5) 指定後であっても、指定を行うにあたり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合があります。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、青森県に対し、老人福祉法及び社会福祉法に基づく設置認可申請若しくは設置届が必要となります。

8 その他留意事項

(1) 応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、各種法令等を遵守してください。また、応募する前に「弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日弘前市条例第17号)」、「弘前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日弘前市条例第18号)」を精読し、内容等を十分に確認

してください。

- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の応募は、1 法人につき 1 つの応募とします。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と看護小規模多機能型居宅介護の応募を同一法人が行うことは可能とします。
- (3) 応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出した応募書類については、明らかな間違いや軽微な修正を除き、原則として内容の変更は認めませんが、やむを得ない事情により変更が必要となった場合は速やかに市に報告してください。
- (5) 提出した応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 事業者の選定等にあって、市が必要と判断した場合に、資料の追加提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。
- (7) 応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。提出された書類は地域密着型サービス事業者選定以外の目的には使用しません。
- (8) 応募に係る審査・選考を公平に行うことができない恐れがあると認めた場合、既に通知した事項の変更又は当該審査・選考を延期若しくは中止することがあります。また、その場合に応募者が損害を受けることがあっても賠償責任を負いません。
- (9) 応募書類は弘前市情報公開条例に基づき、情報開示の対象となることがあります。ただし、開示請求があった場合は、応募者に対し意見書を提出する機会を与えるものとします。
- (10) 公募の公平性を期すため、応募に係る個別の相談等に係る問い合わせは受け付けません。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

9 問い合わせ先

担 当	弘前市福祉部介護福祉課 介護事業係
住 所	弘前市大字上白銀町 1 番地 1
電話番号	0172-40-7099（直通）
F A X	0172-38-3101
メ ー ル	kaigo@city.hirosaki.lg.jp